

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案408

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から44年3月まで

昭和42年2月ころ、A市区町村にあった会社を退職後、B都道府県に帰郷し、義父がC市区町村役場で私の国民年金の加入手続をしてくれた。以降の国民年金保険料は、義父又は妻が自宅に来ていた集金人に妻の分と併せて納付していた。申立期間について調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の義父は既に死亡しており当時の状況が不明である上、申立期間当時、ともに国民年金に加入し、申立人の保険料を納付することもあったとする配偶者からも、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月以降に払い出されたものと推認され、この時点で、申立期間の国民年金保険料の過年度納付は可能であるが、申立人は集金人により納付していたと申し立てており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年4月1日まで

A社に入社して4か月くらい経ったところ通勤中に交通事故に遭い入院した。その際、健康保険で受診したが会社の人に労災の通勤災害が適用できると言われ切り替えたのを記憶している。健康保険に加入していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で勤務していた同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は「申立期間当時の人事記録等は廃棄しており、事務担当者も既に退職しているため、申立人の勤務形態等は確認できない。」としており、申立内容を裏付ける関連資料、周辺事情を確認することができない上、複数の同僚に照会したが、申立人の当該事業所での勤務期間、勤務状況等についての供述は得られない。

また、当時の事業主によると、申立期間当時は、入社当初に見習い期間もあったとしていることなど、事業主は、入社と同時に必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年2月1日から57年10月1日までの資格取得者を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年ころから34年ころまで

私は昭和33年ころから2年間ぐらい、A都道府県B郡C町村のD社で白布を織っていた。同僚の名前も記憶しており、大きな会社だったので厚生年金保険の被保険者となっていたのではないかと思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務形態や作業内容を詳しく記憶していることから、申立期間当時、織布工として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人はD社がA都道府県B郡C町村にあったと主張しているところ、商業登記簿によると同社の所在地はA都道府県B郡E町村であることが確認できる。

また、D社は既に廃業しているため、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、申立期間同時に同事業所で被保険者であった者から事情を聴取しても、申立人が勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が主張する事業所の規模や立地条件から、申立人が勤務していた事業所はF工場（現在はG社）であった可能性も考えられるが、同工場では、「現存している従業員名簿を確認したが、申立人の名前及び申立人の記憶する同僚についても確認できない。」としており、申立人の厚生年金保険被保険者の届出及び給与から厚生年金保険料を控除した事実は確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人が記憶する同僚の名前は確認できなかった。

加えて、申立期間当時、F工場で被保険者であった者8人から事情を聴取しても、申立人が勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。